

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年9月6日認可した。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川西大井手地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中尾地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷東地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川西地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）氷谷原地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下宮尾地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）福万地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）台尾地区